

II 行政改革計画

1 今後の方向性等

(1) 改革の視点・基本的方向性

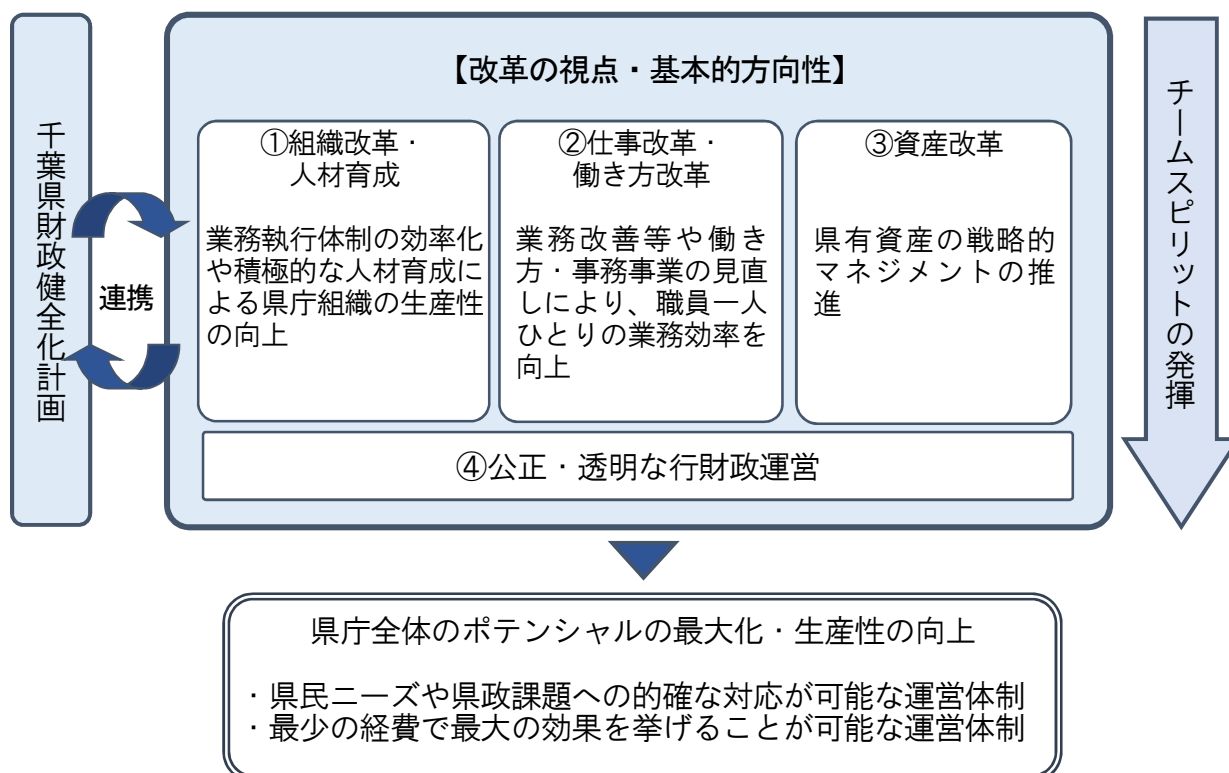
以下の4つの「改革の視点・基本的方向性」に基づき、取組を進めてまいります。

具体的には、業務執行体制の効率化や積極的な人材育成に取り組む「①組織改革・人材育成」、業務改善や事務事業の見直し等により、職員一人ひとりの業務効率の向上に取り組む「②仕事改革・働き方改革」、県有資産の老朽化対策をはじめ、資産の戦略的マネジメントの推進に取り組む「③資産改革」を3つの柱に据え、①、②、③の全てに共通する視点として「④公正・透明な行財政運営」を掲げます。

特に、人口減少や少子高齢化が進む中、国において「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月)⁷を策定し、働き方改革を進めているところであり、本計画においても、多様な人材が意欲・能力を最大限に発揮しつつ、効率的に業務を遂行できるような環境や体制の整備をめざした取組を一層進めてまいります。

計画の実行に当たっては、財政健全化計画と連携するとともに、チームスピリットを発揮し、職員一丸となって取り組んでまいります。

また、計画の内容について県民の皆様にご理解いただけるよう周知に努めます。



⁷ あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会を目指すため、平成28年6月2日に閣議決定された国の成長戦略。働き方改革のほか、子育て・介護の環境整備などの取組が盛り込まれた。

- (2) 目 標 県庁全体のポテンシャルの最大化・生産性の向上に向けて
- ・県民ニーズや県政課題への的確な対応が可能な運営体制
 - ・最少の経費で最大の効果を挙げることが可能な運営体制を構築します。

- (3) 計画期間 平成 29 年度から平成 32 年度までとします。

※毎年度の進捗管理とともに、2年後を目途に取組状況についての中間評価を行います。

(4) 計画の体系

① 組織改革・人材育成	
ア 組織・機構改革	… (ア) 本庁組織・出先機関等の見直し (イ) 地方独立行政法人制度の導入検討 (ウ) 審議会等の附属機関の見直し
イ 職員数・総人件費の適正化	… (ア) 適正な定員管理等の推進 (イ) 給与水準の適正化
ウ 職員の活躍と人材育成の推進	… (ア) 女性職員の更なる活躍の推進、再任用職員の能力・経験の活用、障害者の雇用促進等 (イ) 職員の能力開発の推進 (ウ) 管理職・班長等のマネジメント力の向上 (エ) 職員の意欲や能力を引き出す人事システムの着実な運用
エ 公営企業改革	… (ア) 企業土地管理局 (イ) 水道局 (ウ) 病院局
オ 公社等外郭団体改革	… (ア) 公社等外郭団体の自立型経営の推進
② 仕事改革・働き方改革	
ア 業務改善・働き方の見直し	… (ア) 事務事業の定期的な見直し、業務改善の推進 (イ) ICT の有効活用等による事務処理の効率化・情報セキュリティ対策の強化 (ウ) より効率的かつ柔軟な働き方の推進 (エ) 業務継続マネジメントの推進 (オ) 職員のメンタルヘルス対策の推進
イ 県の役割の再構築	… (ア) 地方分権改革の推進 (イ) 市町村の自主性・自立性向上の支援 (ウ) 更なる民間活力の導入の推進 (エ) 規制改革の推進
ウ 多様な主体との連携・協働	… (ア) 自助・共助・公助の連携 (イ) 県内市町村との業務連携の推進
③ 資産改革	
ア 公共施設等の総合的・戦略的なマネジメント	… (ア) 社会基盤施設の長寿命化・安全確保と維持更新コストの軽減・平準化 (イ) 庁舎・学校等県有建物の長寿命化・安全確保、維持管理コストの低減と総量の適正化 (ウ) 公の施設の見直し方針に基づく適正化と指定管理者制度の運用改善
イ 資産の処分促進・有効活用	… (ア) 売却可能資産の処分促進 (イ) 県有資産の有効活用 (ウ) 県有資産を活用した再生可能エネルギー事業の推進
ウ 債権管理の適正化	… (ア) 税外債権の管理体制の強化 (イ) 債権管理回収業務の民間委託の推進
④ 公正・透明な行財政運営	
ア ガバナンスの強化	… (ア) コンプライアンスの徹底 (イ) 内部牽制機能の確保 (ウ) 新たな内部統制体制の整備
イ 県政情報の透明性の向上	… (ア) 情報公開の推進と適正文書管理 (イ) わかりやすい財政情報の提供

2 取組事項

① 組織改革・人材育成

ア 組織・機構改革

人的・財政的な資源に限られる中で、県政運営において最大限の効果を発揮するために、行政需要や必要な業務内容・業務量等を見極めつつ、効率的かつ効果的な組織づくりを進めます。

【主な取組項目】

(ア) 本庁組織・出先機関等の見直し (総務部)

- ・業務の集約化・効率化を進め、より簡素で効率的な組織体制を構築していきます。
- ・新たな行政課題への的確な対応、市町村の自主性・自立性の向上や連携強化等、総合計画を着実に推進する上で必要な組織体制について検討し、適宜、見直しを行います。
- ・人口減少・人口構造の変化を見据え、県民ニーズとの合致性、市町村・民間との役割分担、災害対策上求められる役割等、様々な観点から検証を行い、ICT⁸の有効活用等による事務処理の効率化や県民の利便性の維持・向上にも十分留意しながら、組織のあり方や管轄区域、施設の適正な配置や規模等について検討します。なお、この際、特に「千葉県県有建物長寿命化計画」との整合に留意します。

(イ) 地方独立行政法人⁹制度の導入検討 (総務部/各部局)

保健医療大学や病院などの機関について、引き続き、他自治体の事例なども参考にしながら、導入のメリット・デメリットの精査や検討を進めます。

(ウ) 審議会等の附属機関の見直し(関連指針：「附属機関の設置及び運営等に関する指針」(平成15年5月策定、平成26年3月一部改正)) (総務部)

「附属機関の設置及び運営等に関する指針」を踏まえて、平成25年6月に千葉県行政組織条例を改正し、附属機関の見直しを行ったところであり、引き続き、設置目的、開催状況、委員構成等を確認しながら、同指針を踏まえた適正な運用に努めます。

イ 職員数・総人件費の適正化

今後も厳しい財政状況が見込まれることから、義務的経費のうち大きな部分を占める総人件費の更なる適正化が必要です。その一方で、必要な労働力を確保し、行政サービスの水準を維持しつつ、多様化する県民ニーズに柔軟かつ的確に対応していくことが求められます。

⁸ Information and Communication Technology (情報通信技術) の略

⁹ 公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事業等で、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間に委ねた場合には実施されないおそれがあるものを行わせるために地方公共団体が設立する法人。

そこで、今後も職員数の適正管理に取り組むとともに、様々な任用・勤務形態の職員の最適配置を通じて、組織全体の業務処理能力の最大化を図ります。

また、引き続き給与水準の適正化に取り組めます。

【主な取組項目】

(ア) 適正な定員管理等の推進 (総務部)

- ・業務ごとの必要性等を精査しながら職員数の適正化を図るとともに、人事評価制度を活用し、より適正なポスト管理にも取り組めます。
- ・行政需要の変化や、それに伴う業務内容・業務量の変化に柔軟に対応できるよう、様々な任用・勤務形態の職員（会計年度任用職員¹⁰を含む）の最適配置を行い、組織全体の業務処理能力を最大限引き出します。

(イ) 給与水準の適正化 (総務部)

民間給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえた給与水準の適正化を図ります。

ウ 職員の活躍と人材育成の推進

行政サービスの水準を維持しつつ、多様化する県民ニーズに柔軟かつ的確に答えていくため、一人ひとりの職員が意欲や能力を発揮しながら活躍し、かつ個々の力が組織の力に効果的に結び付き、全体の生産性向上につながる仕組みを整備・運用し、人材育成を進めます。

【主な取組項目】

(ア) 女性職員の更なる活躍の推進、再任用職員の能力・経験の活用、障害者の雇用促進等 (関連計画：「千葉県女性職員活躍推進プラン」（平成28年4月策定・計画期間 平成28～32年度）） (総務部)

- ・「千葉県女性職員活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用、登用、職域拡大の取組を進めます。また、子育てなどのライフステージに応じた働きやすい職場環境づくりを進め、職員本人の希望に十分配慮し、女性も男性もワークライフバランスが実現できるよう努めます。
- ・再任用職員の知識・技術・経験を活かし、若手職員へのノウハウの継承等を行うとともに、能力を最大限発揮できるよう、管理職・班長等への任用などの職域拡大を検討していきます。

¹⁰ 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、地方公務員の改正により、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化することや、地方自治法の改正により期末手当を支給することなどが定められた。（平成32年4月1日施行）

- ・障害のある職員が働きやすい職場環境の整備や職域の開拓を進めるとともに、障害者雇用促進法改正の趣旨を踏まえた雇用促進に取り組みます。
- ・行政需要の多様化等に対応するため、年度の範囲内で任用することとなる一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員制度」が平成 32 年度に導入されることを踏まえ、勤務形態の異なる人的資源の最適な配置により、効果的・効率的な行政サービスの提供を行います。

(イ) 職員の能力開発の推進（関連計画：「千葉県人財開発基本方針」（平成 18 年 4 月策定・平成 28 年 4 月改訂））

(a) 研修の充実・強化（総務部）

研修事業の評価や効果測定を実施し、その結果を次年度の研修に反映させるなど、効果的な研修となるよう、絶えず研修体系と内容を見直します。

(b) OJT¹¹の推進（総務部）

OJTによる若手職員等へのノウハウ継承を円滑に進められるよう、職場でのOJTマニュアル（基本編・実践編）の活用を図るとともに、組織マネジメント能力の向上やOJTの活性化・定着化を図るための研修を実施します。

(c) 派遣研修による人事交流（総務部）

国の省庁、地方公共団体、民間企業など他団体との人事交流を実施し、高度化する行政課題に対応できる人材を育成します。

(ウ) 管理職・班長等のマネジメント力の向上（総務部）

- ・職務別研修やパワーアップ研修（受講を希望する全職員対象）において、マネジメント力向上を図るための研修を実施します。
- ・平成28年度から導入した新たな人事評価制度において、管理職・班長等の標準職務遂行能力を適正に評価することにより、マネジメント力の一層の向上を図ります。

(エ) 職員の意欲や能力を引き出す人事システムの着実な運用（関連計画：「千葉県人財開発基本方針」（平成 18 年 4 月策定・平成 28 年 4 月改訂））

(a) 人事評価制度の適正な運用（総務部）

平成28年度から新たな人事評価制度を導入し、評価結果を平成29年度から任用、給与（非管理職は平成30年度から）、分限、人材育成に活用を図ることとし、これらの運用を着実に実施することにより、より高い能力を持った人材育成、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図り、住民サービスの向上につなげます。

また、制度の適正な運用に向けて、職員への周知に努めるとともに、評価者に対する研修を実施します。

¹¹ On-the-Job Training の略。日常の業務に就きながら行われる教育訓練。

(b) 複線型人事管理¹²の推進 (総務部)

特定の分野や部局、業務におけるスペシャリストを希望する職員について積極的な登用を図るとともに、様々な行政分野において高い能力を発揮できるよう、ジョブローテーション等を通じたゼネラリストの育成を図ります。

(c) 自己選択型人事制度¹³の更なる活用 (総務部)

「庁内公募制度」について、引き続き、積極的に制度の周知に努めるとともに、更なる活用を促進します。

エ 公営企業改革

地方公営企業については、企業としての経済性を発揮しながら、本来の目的である公共の福祉の増進につながるよう運営する必要があります。

経営をめぐる社会経済情勢が様々に変化する中であっても、それぞれの事業目的を踏まえ、健全な経営と安定したサービス提供に努めるとともに、組織の将来的なあり方の検討を進めます。

【主な取組項目】

(ア) 企業土地管理局 (総務部/企業土地管理局)

保有土地の処分を積極的に進めるとともに、貸付土地の管理を適切に行います。

また、平成 31 年度以降の組織については、未処分土地・貸付土地の状況、業務の内容、業務量（人員）、業務遂行上求められる迅速性・柔軟性の程度等を総合的に勘案しながら、そのあり方を決定します。

(イ) 水道局（関連計画：「千葉県営水道事業中期経営計画」（平成 28 年 3 月策定・計画期間 平成 28～32 年度）、「千葉県工業用水道事業中期経営計画」（平成 24 年 12 月策定・計画期間 平成 25～29 年度）） (水道局)

- ・水道事業については、中期経営計画の基本目標である①「強靱」な水道の構築、②「安全」な水の供給、③お客様からの「信頼」の確保の達成に向けて、技術の継承のための実践的な研修の実施や計画的な人材確保、情報化の推進等に努め、人材面・業務能率・経営面の運営基盤の強化を図ります。

¹² スタッフ職や専門職をライン職(部長、課長、係長等、指揮命令系統に属する職)と並ぶキャリアパス(職務経歴)として位置付けた上で、職員の適正や能力に応じて活用する人事管理のこと。

¹³ 仕事に対する意欲と働きがいを喚起するとともに、組織の活性化や適材適所の人事配置の実現を図るため、あらかじめ提示された公募業務への応募や、自ら希望する業務を自由に選択して応募することができる「庁内公募制度」を実施している。

- ・工業用水道事業については、平成 27 年度に策定した「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画(平成 30～69 年度)」を具体化する取組を盛り込んだ次期中期経営計画（平成 30～34 年度）を策定し、安定給水と健全経営の確保を図ります。

(ウ) 病院局（関連計画：「千葉県立病院新改革プラン」（平成 29 年 6 月策定・計画期間 平成 29～32 年度））（病院局）

現在の経営形態を基本に、経常収支の黒字化を目指して、経営の効率化に努めるとともに、将来的には地方独立行政法人への移行も視野に入れて、経営形態について検討していきます。

オ 公社等外郭団体改革

県が関与する公社等外郭団体¹⁴については、県依存型から自立型への転換を基本として策定した改革方針等に基づいて、引き続き関与の縮小や経営改善等に取り組みます。

また、各団体の経営状況等を把握して県民にわかりやすく公開しながら、更なる改革を進めていきます。

【主な取組項目】

(ア) 公社等外郭団体の自立型経営の推進（関連方針：「公社等外郭団体の改革方針」（平成 28 年 4 月策定））（総務部）

- ・「公社等外郭団体の改革方針」に基づいて、団体ごとに民営化、縮小、関与縮小、経営改善等の改革を進めます。
- ・団体の経営状況を把握し、指導や助言、継続的な評価による適正管理を行うとともに、県民に分かりやすく公表します。
- ・県からの財政支出や人的支援の削減に継続して取り組みます。

¹⁴ 県が資本金等を出資又は出捐している法人で、その割合が 25%以上の法人、又は 25%未満であっても、公社等運営協議会に加盟している法人やその他特に指導を要すると認める法人。

② 仕事改革・働き方改革

ア 業務改善・働き方の見直し

人的資源が限定される中で、多様化する県民ニーズに的確に応えていくため、業務の内容や進め方の見直し、ICTの有効活用等を通じた業務改善・効率化を図ります。

また、時間外勤務の縮減に向けた取組を進めるとともに、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の導入の検討等を進めます。

【主な取組項目】

(ア) 事務事業の定期的な見直し、業務改善の推進

(a) 事務事業の見直し (総務部)

予算編成過程や組織・定員の見直しの機会を通じ、事務事業の見直しを行うとともに、業務の効率化やコスト削減等に取り組みます。

(b) 全庁的な業務改善運動等の推進 (総務部)

会議運営の合理化や資料作成の負担軽減など全庁的な業務改善の取組を促すことにより、職員の事務改善やコストに対する意識を醸成し、業務の効率化につなげるとともに、部局間の情報共有や連携を図りながら、適切に対応していきます。

(c) 入札・契約制度の改善 (総務部/県土整備部)

- ・委託業務の適正な履行の確保及びダンプینگの防止等を図るため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を積極的に活用します。
- ・建設工事の入札制度について、現行制度の恒常的な検証を行うとともに、社会・経済情勢を見極めながら、地元企業の育成にも配慮しつつ、制度の改善を推進していきます。

(イ) ICTの有効活用等による事務処理の効率化・情報セキュリティ対策の強化

(a) 基幹業務システムの安定稼働 (総務部)

財務情報システム、給与システム等の基幹業務システムの安定稼働と利便性の向上に努め、業務の効率化を推進します。

(b) 情報セキュリティ対策の強化 (総務部)

事務処理に欠くことのできない業務システムを、複雑・巧妙化するサイバー攻撃などの脅威から防御するため、情報セキュリティ対策について、技術的及び人的両面で一層の強化に取り組みます。

(c) マイナンバー制度¹⁵の活用による業務の効率化・県民利便性の向上 (総合企画部)

行政の効率化及び県民の利便性向上を図るため、マイナンバーを活用するとともに、

¹⁵ 住民票を有する全ての方が持つ1人にひとつの番号で、社会保障、税、災害対策の分野でこの番号を使用することにより、機関を跨いで情報をやりとりする際に同じ人の情報の特定や確認が確実かつ迅速にできる。行政の効率化、国民の利便性の向上を図り、公平・公正な社会を実現するための制度

適宜、必要な事務（独自利用事務）を条例に追加し、利用事務の拡大を図ります。

(d) モバイル端末¹⁶を活用した業務改善（総務部）

モバイル端末を出張先での相談業務や検査業務等で活用することにより、行政サービスの向上や業務の効率化等を図ります。

(ウ) より効率的かつ柔軟な働き方の推進

(a) 時間外勤務の縮減（関連指針：総労働時間の短縮に関する指針」（平成15年4月1日適用）
（総務部）

ノー残業デー強化月間の実施等による時間外勤務縮減の取組を継続し、職員の健康保持と公務能率向上に努めます。

(b) フレックスタイム及びテレワークの導入に向けた検討（総務部）

時間や場所にとらわれない働き方を可能とするため、フレックスタイム制¹⁷やサテライトオフィス¹⁸などテレワーク¹⁹の導入に向けた検討を行います。

(エ) 業務継続マネジメント²⁰の推進（関係計画：「千葉県業務継続計画（震災編）-本庁の部-」（平成22年5月策定、平成29年3月改訂）、「千葉県業務継続計画（新型インフルエンザ編）」（平成26年1月策定）、「千葉県業務継続計画（震災編）-出先機関の部-」（平成27年3月策定）（防災危機管理部）

災害発生時等に、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要業務を継続するために策定した千葉県業務継続計画（震災編・新型インフルエンザ編）について、実効性の一層の確保に努めます。

(オ) 職員のメンタルヘルス対策の推進（総務部）

ストレスチェック制度の実施によるメンタルヘルス不調の未然防止に努めます。

また、職員にメンタル疾患が生じた場合の相談支援や、退職した職員への復職支援を引き続き推進します。

イ 県の役割の再構築

地方分権の進展、公共サービスの担い手の多様化、市民活動団体等による社会貢献活動の高まり等、時代の変化に対応しながら、効率的・効果的な行政運営を行うためには、県の自主性と自立性を一層高めるとともに、公共サービスの担い手としての県の

¹⁶ 小型ノートパソコン・スマートフォン・タブレット型端末など、小型軽量で持ち運びができる情報端末装置のこと。

¹⁷ 労働者が、一定の定められた時間帯の中で、始業・就業の時刻を自由に決定することができる制度。

¹⁸ 所属するオフィス以外の施設等を就業のためのオフィスとして設置するテレワークの一類型。

¹⁹ ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

²⁰ 災害時に行政自らも被災し、制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ定める計画のことを「業務継続計画」といい、計画の策定も含め、日常において準備・訓練する一連の活動を「業務継続マネジメント」という。

役割を再構築していく必要があります。

そのため、今後も地方分権の推進に取り組み、広域にわたる事務や市町村との連絡調整といった本来の役割をしっかりと果たすとともに、市町村との役割分担や連携、民間活力の導入等に積極的に取り組みます。

【主な取組項目】

(ア) 地方分権改革の推進 (総合企画部)

全国知事会等と連携し、様々な機会を捉えて国への働きかけを行います。

また、地方の発意に基づき改革を推進する「提案募集方式」について、引き続き、地域の課題を解決するために国に対して提案を行います。

(イ) 市町村の自主性・自立性向上の支援 (総務部/関係部局)

権限移譲を円滑かつ速やかに進めるため、市町村の意向を踏まえた個別支援や情報提供に努めるとともに、移譲後のフォローアップを行います。

(ウ) 更なる民間活力の導入の推進 (総務部/関係部局)

業務委託や指定管理者制度の推進など、引き続き民間の力を積極的に活用するとともに、コンセッション方式²¹や公共施設のオープン・リノベーション²²など、県民サービスの向上や地域活性化に資する新たなPPP²³/PFI²⁴手法について、他自治体の事例等を参考にしながら検討を進めます。

また、県や市町村が保有する行政情報のオープンデータ²⁵化を推進し、民間事業者等との協働による公共サービスの実現や新ビジネスの創出を促進します。

(エ) 規制改革の推進 (関連方針：「規制改革に関する基本方針」(平成24年1月策定)) (総務部/総合企画部)

「規制改革に関する基本方針」に基づき、県が設ける規制について、必要性等を適宜、見直します。また、国が設ける規制について、見直しが見込まれるものは機会を捉え、国家戦略特区提案をするなど改善を求めます。

ウ 多様な主体との連携・協働

県、県民、市町村、企業、市民活動団体等、県内の多様な主体がそれぞれの「強み」や

²¹ 利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共主体が有したまま運営権を民間事業者を設定する方式

²² ネーミングライツ(命名権)による収益化やクリエイター等のアイデアを活用し、公共施設を新たな公共空間として市民等に開放する等の取組のこと。

²³ Public Private Partnership の略。官と民が連携して公共施設の整備等を行う様々な手法の総称

²⁴ Public Finance Initiative の略。PFI法に基づき、公共施設等の整備等の全部または一部を民間の資金、経営上のノウハウ及び技術的能力を活用して一体的に行う手法のこと。

²⁵ 政府や自治体等が保有する公共データが、国民や企業等に利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されること、または、そのように公開されたデータのこと。

「特性」を活かして相互に連携することで、公共サービスの水準の向上やコストの削減、地域における課題解決能力の向上などにつながることから、多様な主体が連携、協働するための調整機能を発揮するとともに、県内市町村との業務連携の推進などに取り組んでいきます。

【主な取組項目】

(ア) 自助・共助・公助の連携

(a) 地域の様々な主体との連携 (関係部局)

市町村や地縁団体、市民活動団体、企業等の多様な主体が連携・協働し、課題解決に取り組むことのできる環境づくりを推進します。

- ・市民活動団体との協働
- ・シニア世代の地域活動の担い手育成
- ・道路・河川海岸アダプトプログラム²⁶の推進
- ・事業者との地域貢献に係る包括協定の推進

(b) 地域防災力の向上 (防災危機管理部)

様々なメディアと機会を活用して県民の防災意識の向上を図るとともに、市町村への財政支援などを通じて、自助・共助の取組を推進します。

(イ) 県内市町村との業務連携の推進

(a) 住民税の徴収率向上への取組 (総務部)

市町村に対する徴収支援及び千葉県滞納整理推進機構を活用した税務診断や共同滞納整理等の施策を進めるとともに、中長期的な市町村に対する支援及び連携のあり方について検討します。

(b) 企業誘致の推進に向けた取組 (商工労働部)

工業用地確保に向けた民間遊休地の情報共有、企業立地補助金制度の活用促進、空き公共施設等を利用した企業誘致等について、市町村と連携して取り組みます。

²⁶ アダプト (ADOPT) とは「養子にする」の意味。道路や河川など一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動 (清掃) を行い、行政がこれを支援する制度。

③ 資産改革

ア 公共施設等の総合的・戦略的なマネジメント

県が保有する橋梁・河川施設等の社会基盤施設や庁舎・学校等県有建物は、高度成長期に集中して整備されており、今後、大規模改修や更新のための費用の増加が見込まれています。

今後、老朽化の進む資産の将来における維持更新費を抑制・平準化し、持続可能な行財政運営を確保するため、平成 28 年 2 月に策定した「千葉県公共施設等総合管理計画」等に基づき、社会基盤施設の予防保全による長寿命化・安全確保に取り組むとともに、庁舎・学校等県有建物の再整備を経営的な視点から戦略的に進めていきます。

また、「公の施設²⁷の見直し方針」に基づき、引き続き、公の施設のあり方の見直し等を行います。

【主な取組項目】（関連計画：「千葉県公共施設等総合管理計画」（平成 28 年 2 月策定・計画期間 平成 28～57 年度））

（ア）社会基盤施設の長寿命化・安全確保と維持更新コストの軽減・平準化（総務部/関係部局）

社会基盤施設について、施設類型ごとの長寿命化計画等に基づく予防保全の実施等により、施設の安全性、信頼性の確保や維持・更新費の軽減・平準化を図ります。

（イ）庁舎・学校等県有建物の長寿命化・安全確保、維持管理コストの低減と総量の適正化（総務部）

- ・「千葉県県有建物長寿命化計画」を策定し、厳しい財政状況の見通し等を踏まえ、施設の利用状況や行政ニーズの変化、県民の利便性の向上等を考慮し、施設の集約化を積極的に行うなど、庁舎・学校等県有建物の総量の適正化を進めながら、これまでの事後保全対応から、計画保全への切り替えを行う長寿命化対策を計画的に推進します。
- ・長寿命化対策に際しては、県民の安全・安心を確保するため、耐震性能やバリアフリー化への対応、災害時に求められる機能や役割等を踏まえることとします。
- ・庁舎・学校等県有建物の維持管理コストについて、省エネルギーの推進により、低減を図ります。

²⁷ 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、普通地方公共団体が設ける施設（地方自治法第 244 条第 1 項）

(ウ) 公の施設の見直し方針に基づく適正化と指定管理者制度²⁸の運用改善

(a) 公の施設の見直し（関連方針等：「公の施設の見直し方針」（平成 28 年 7 月策定））
（総務部）

個々の施設の状況を踏まえて策定した「公の施設の見直し方針」に基づいて、毎年度適切な進捗管理を行いながら、施設のあり方や内容の検討、管理手法や有効活用等の検討を進めます。また、その際、「千葉県公共施設等総合管理計画」に掲げた施設の集約化・複合化、転用、廃止、民間・市町村等への移譲などを検討し、施設総量の適正化を図ります。

(b) 指定管理者制度の運用改善（関連方針等：「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」（平成 29 年 3 月改訂））（総務部）

運用上の課題の把握に努めるとともに、必要に応じてガイドラインの見直しを行い、制度の運用改善を図ります。

イ 資産の処分促進・有効活用

県有資産の管理の適正化や財源確保の観点から、行政財産又は事業用資産としての役割を終えた売却可能な資産の処分を促進するとともに、県有資産の有効活用による収入確保等に取り組んでいきます。

【主な取組項目】

(ア) 売却可能資産の処分促進（総務部）

引き続き、売却可能な未利用県有地の処分を促進するとともに、処分が困難な県有地や懸案物件等についても売却等に向けた取組を継続し、財産管理の適正化を図ります。

(イ) 県有資産の有効活用

(a) 県有資産を活用した収入の確保（関連方針等：「飲料用自動販売機設置事業者の公募に係る基本方針」（平成 26 年 1 月策定））（総務部/関係部局）

「飲料用自動販売機設置事業者の公募に係る基本方針」に基づく県有施設への自動販売機の設置や、県資産を利用した広告掲載等により、収入の確保に取り組みます。

²⁸ 公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする制度。管理委託と異なり、指定管理者は、施設の利用者に対し、行政処分に該当する施設の使用許可を行うことができる。

(b) 知的財産（無形資産）²⁹等の有効活用・適正管理（関係部局）

県が保有する知的財産については、有効活用に向けた取組を進めるとともに、将来性や費用対効果を考慮しながらの整理等も検討していきます。

(ウ) 県有資産を活用した再生可能エネルギー³⁰事業の推進（環境生活部/関係部局）

県有資産の有効利用と環境負荷の低減を図るため、引き続き再生可能エネルギー事業を推進します。

ウ 債権管理の適正化

貸付金、使用料、負担金など県が有する税外債権については、依然として滞納による多額の収入未済が発生しています。

引き続き、税外債権の管理の徹底や回収の強化などを行い、収入未済の縮減に向けた全庁的な取組を推進します。

【主な取組項目】

(ア) 税外債権の管理体制の強化（関連方針等：「債権管理適正化の手引」（平成20年11月策定）、「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」（平成24年1月策定）、「徴収困難な債権に関する基本的な考え方（通知）」（平成28年10月14日付））（総務部）
税外債権の管理・回収業務を効率的かつ効果的に行うため、進行管理（徴収困難と認められる債権の放棄も含む。）の徹底、職員向けの手引の改定、税務当局との連携等に取り組み、収入未済の縮減に努めます。

(イ) 債権管理回収業務の民間委託の推進（総務部）

サービサー³¹や弁護士への委託など、費用対効果を勘案しつつ民間委託を推進することで、効率的かつ効果的な債権管理を行います。

²⁹ 人間の知的活動によって生み出された財産的な価値を持つアイデアや創作物などを総称して「知的財産」と呼び、特許権や実用新案権など、法律で規定された権利や法律上保護される利益に係る権利を「知的財産権」という。

³⁰ 「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」とされており、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをその範囲とする。

³¹ 金融機関等から委託を受け又は譲り受けて、特定金銭債権の管理回収を行う法務大臣の許可を得た民間の債権管理回収専門業者

④ 公正・透明な行財政運営

ア ガバナンスの強化

県民から信頼される県庁を目指して、適正な事務処理の確保や職員のコンプライアンス（法令・規範の遵守）の徹底、不祥事の発生を未然に防ぐ内部牽制機能の確保に取り組みます。

また、地方自治法の一部改正を受け、内部統制（行政サービス上のリスクを評価・コントロールして事務の適正な執行を確保する体制）に関する方針を新たに策定するとともに、必要な内部統制体制を整備します。

【主な取組項目】

(ア) **コンプライアンスの徹底**（関連計画：「千葉県コンプライアンス基本指針」（平成 22 年 3 月制定））

(a) **コンプライアンス推進計画の策定・実施**（総務部）

- ・「千葉県コンプライアンス基本指針」に基づき、毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、推進事業の計画的な実施に取り組みます。
- ・各所属や部局におけるリスクマネジメントやコンプライアンスの徹底の取組を、OJTを活用して強化するとともに、これらの取組の全庁的な共有を進めます。

(b) **研修におけるコンプライアンス意識の向上**（総務部/関係部局）

- ・職務別の研修において、コンプライアンスの「知識」だけでなく「日常業務における意識付け」を徹底します。
- ・物品契約・財務会計事務担当者や建設工事等の入札・契約事務担当者研修などにおいて、コンプライアンスに関するカリキュラムを充実強化します。

(イ) **内部牽制機能の確保**

(a) **特別監察の実施**（総務部）

経理に関する特別監察については、全ての科目を対象とした抜き打ちによる効率的・効果的な監察を実施し、内部牽制機能を確保します。

(b) **行政監察の実施**（総務部）

各所属における業務の効率的かつ適正な執行体制の確立に向けて、事務誤りの未然防止や事務マネジメント状況等、経理事務以外の事項をテーマとして行政監察を実施します。

(c) **会計検査の的確な実施**（出納局）

本庁・出先の全機関を対象とした実地検査の結果を分析した上で、検査項目の重点化等、より効果的な検査方法を確立・実施していきます。

(d) **物品調達・物品管理の適正な実施**（総務部/関係部局）

- ・知事部局等の各所属で使用する物品の調達について、集中調達機関において、一括して共通消耗品の単価契約を実施するほか、一定額以上の物品の契約の相手方の決定を行います。
- ・公営企業等においても同様の取組を実施します。

(e) 内部通報への的確な対応 (総務部)

内部通報制度の周知徹底を図るとともに、通報事案の調査の実施結果について、外部有識者により検証を行い、内部牽制機能を確保します。

(ウ) 新たな内部統制体制の整備 (総務部)

- ・地方自治法の一部改正を受け、平成32年4月施行までの間に内部統制に関する基本方針を策定します。
- ・これまでのコンプライアンス推進体制を活用しながら、新たに全庁的な内部統制体制を整備することにより、適正な事務の執行の確保を図ります。

イ 県政情報の透明性の向上

県政に対する県民の理解と参加を促進するため、県政情報の積極的な公表と透明性の向上に取り組めます。

特に、県政運営の基盤となる財政の情報については複雑かつ専門性が高いことから、わかりやすい形での公表に努めます。

【主な取組項目】

(ア) 情報公開の推進と適正な文書管理

(a) 情報公開の推進 (総務部)

県民への説明責任を果たすとともに、県政の公正な運営の確保等のため、県が保有する情報の一層の公開を促進し、情報公開制度の適正な運用を図ります。

(b) 適正な文書管理 (総務部)

県政に関する情報等を、広く県民に提供する責任が果たされるよう、電磁的記録を含む行政文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存等に努めます。

(イ) わかりやすい財政情報の提供 (総務部)

予算書・決算書、財政指標、財政改革の取組、県債の発行等の各種財政情報について、県民の視点に立って、わかりやすい資料を公表します。